

印刷製本特記約款

(総則)

第1条 国分寺市(以下「市」という。)の相手方として印刷製本を行う者(以下「事業者」という。)は、この約款の内容についても遵守し、標記の契約を履行しなければならない。

(原稿の交付等)

第2条 事業者は、市から原稿その他貸与品(以下「原稿等」という。)の交付を受けたときは、滅失、毀損等の事故を生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 事業者は、交付された原稿等を滅失又は毀損したときは、これにより生じた市の損害を賠償するものとする。ただし、滅失又は毀損が市の故意又は過失その他市の責めに帰する事由により生じたとき、又は天災地変その他避けることのできない非常災害によるときは、この限りでない。

3 事業者は、市から交付された原稿等を、印刷製本物の納入後、仕様書等に定めるところにより返還しなければならない。

(著作権の侵害の防止)

第3条 事業者は、作成する印刷製本物が、著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する第三者が有する著作権者の権利(同法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。)を侵害するものでないことを、市に対して保証する。

2 事業者は、作成する印刷製本物が第三者の有する著作権等を侵害したときは、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該著作権等の侵害が、第5条の規定により交付された原稿等に起因するものであるときは、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第4条 事業者は、納入する印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る事業者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。ただし、事業者が、この契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、事業者に留保するものとし、この著作物を改変、翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡し時に事業者が当該権利の一部を市に無償で譲渡することにより、市と事業者との共有となるものとする。

2 市は、印刷製本物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該印刷製本物の内容を事業者の承諾なく自由に公表することができる。また、市は、印刷製本物が著作物に該当する場合には、事業者が承諾したときに限り、すでに事業者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 事業者は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、市は印刷製本物が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物の内容を事業者の承諾なく自由に改変することができる。

4 事業者は、印刷製本物が著作物に該当するしないにかかわらず、市が承諾した場合には、当該印刷製本物を使用又は複製し、また、第1条第3項の規定にかかわらず、当該印刷製本物の内容を公表することができる。

5 事業者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は市と事業者が協議して決める。

6 市は、事業者が印刷製本物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、事業者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第5条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が特許権等の対象となっているものを指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(校正等)

第6条 事業者は、内校ののち、印刷物の校正刷り及び色校正等を市に提出し、完全校了になるまで市の指示に従

い、校正を行わなければならない。ただし、市が責任校正又は責任校了の指示をした場合は、この限りではない。

2 事業者が市の指示のない校正をした場合、事業者は速やかに市の指示に従い、校正を行わなければならない。

また、これにより発生した損害については、事業者が負担するものとする。

(令和2年4月1日適用)